

総合大学の設立へ向けて

昭和 **21** 年

1946

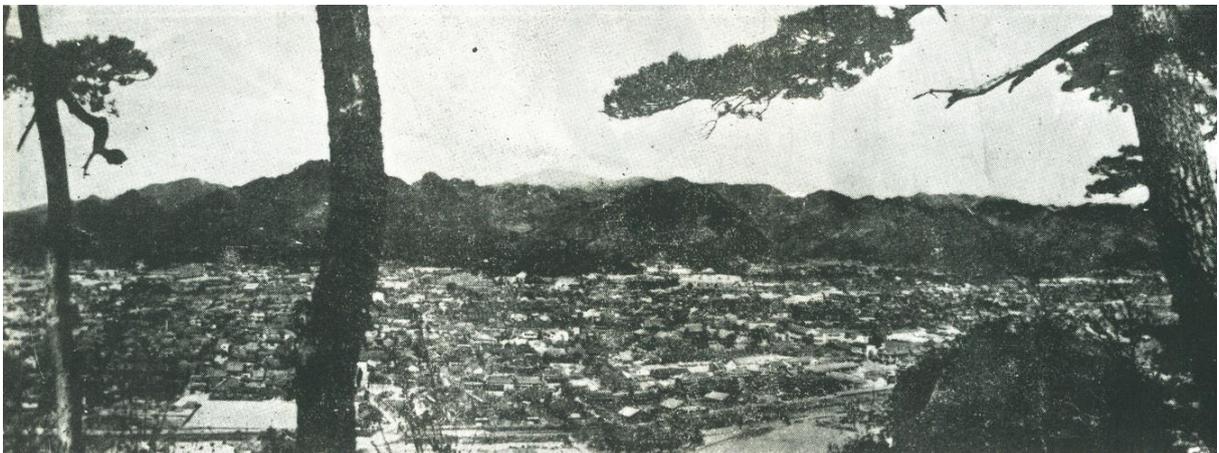
1月 大学設置への兆し

第二次世界大戦が終わり、山口県は新国土計画に基づく新しい街の建設を早急な課題としていた。昭和21(1946)年1月末、県は内務省の諮問に応じて、各市の展望を述べている。その中で、山口市の新構想の一つに総合大学としての防長大学設立計画を挙げた。(P.45に「防長新聞」記事有)

大学設置の気運はこの頃からあったが、より具体的な動きとしては、光市が、原爆戦災により壊滅的打撃を受けた広島文理科大学を誘致しようとしたのが、最初であろう。しかし、光市単独の動きで力が弱かったことと、広島側の引留めにより、実現されなかった。

3月 医学専門学校の大学昇格運動

文部省は、医学専門学校は大学への昇格または廃校という方針を決定した。宇部市の山口医専では、早速昇格運動を始め、当時の県医師会長の渡辺剛二は「医専問題こそ防長大学実現の口火である。幸に防長大学の構成をみるとせば、医科、工科、文科、商科は既に県内の専門学校を編入すればよい」と、一医専の昇格問題ではないことを強調した。山口医専は翌年7月、山口県立医科大学となった。



山口市全景(昭和22年頃)

昭和 **22** 年

1947

2月-7月 県内各校の大学設置運動

広島文理科大学誘致に失敗した光市では、教育系単科大学の設置を発議した。また、下関市では農林省直轄の水産専門学校である国立下関水産講習所が昭和22年4月に開

校するが、国立大学に昇格する予定であると2月の防長新聞で報じられた。また、下関大洋漁業社長、中部謙吉氏が私財を投じて総合大学をつくる計画もあった。

県下の私学16校には、連合して新制大学をつくる動きが出始めた。4月には、県下に女子の最高学府設置が望ましいとのことから、県立山口女子専門学校(以下、山口女専)でも女子大学昇格の運動が始まった。さらに、防府の山口青年師範学校が教育大学へ、7月には山口経専が商科大学へ、旧山高が法科大学への昇格を目指し、運動が展開された。

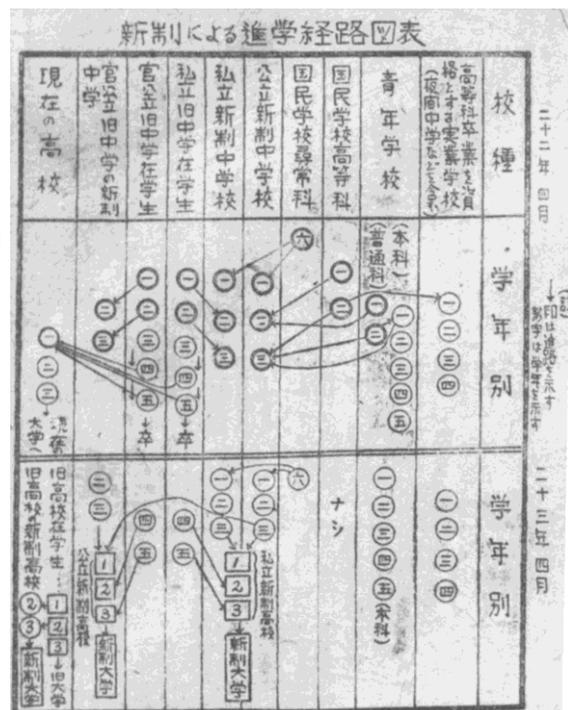
「学校教育法」の公布

明治以来の学校教育が、第二次世界大戦の破局に国民を導いた一要因であるとの深刻な反省に立ち、昭和22年3月、「日本国憲法」及び「教育基本法」の理念に即し「学校教育法」が制定され、6・3・3・4の開放的民主的な新たな学校制度体系が確立された。

これにより、既設の高専校(高校、専門学校、師範)は新制大学へ昇格か、廃校か、新制高等学校かのいずれかを選ばねばなくなり、県内でも大学設置の運動が本格化した。

(右)新学制の説明図

(「防長新聞」昭和22年2月21日)



7月 山口市の構想

山口経専、旧山高、山口女専がそれぞれ昇格運動を始めたのに対して、学校毎の運動では効果が少ないこと、また、かねてより懸案の計画だった教育都市実現のためにも、山口市が調整に乗り出した。市が中心となって運動をおこし、単科大学ではなく総合大学としての昇格を目指すとして発表した。

山下太郎山口市長

(昭和22年度『山口市制要覧』より)



8月 総合大学の実現へ

5日、山口経専で県下高専校長定期集会が開かれ、大学昇格や総合大学設置をめぐる活発な意見交換が行われ、7日には山口市の主催で、市内各高専校長、市議、県議、県行政担当者を招き、総合大学の設立などを提議、宇部市、防府市とも協議して準備委員会設置を早急に行うこととなった。(P.47に「防長新聞」記事有)

12月 政府方針による大きな転機

こうした昇格運動は、22日、大きな転機を迎える。全国教育部長会議より戻った県教育部長が、新制総合大学は中国地方に1校設置するという政府の方針を伝えたのである。総合大学の無かった中国地方の各県、とりわけ岡山、広島、山口の3県が名乗りをあげ、県をあげての総合大学誘致合戦が始まった。

昭和 23年

1948

1月－2月 活発化する誘致合戦

17日、県は、県出身国会議員、県議、県内各高専校、関係市長その他の県内有力団体、在京有力者等を包括した山口総合大学設立期成会を発足させた。県民全体の気持ちを総合大学設置へ向けていく動きが活発になり、防長新聞もしきりに大学関係記事をのせるようになる。2月には、県は「県庁を南山口に移転し、跡地を大学に提供してもよい」という熱意を示した。総合大学誘致にかける県の意欲と期待の大きさがうかがえる。(P.49に「防長新聞」記事有)

4月 連合国総司令部、文部省による視察

6日、GHQ高等教育班の統括者イールズが各高専校を視察した。視察後、イールズは、山口県は施設が立派であり、財界の援助が期待できるため有望であると述べた。特に山口経専と山口師範が隣接していることは非常に有利で、県庁舎を大学として使うならば、県立図書館、博物館など亀山公園を中心に恵まれた学校の配置ができる。また、中国地方に一総合大学という計画は採用されず、一府県一大学計画が有力だと述べた。18日には森戸文部大臣が各校を視察、各県に一総合大学は経済事情や、教授等の人的面で無理がある。山口に経専、広島に文理大、岡山に医大と農科がある現在の特色を生かした連合大学設置も考えられると述べ、中央情勢も混沌としていた。(P.52に「防長新聞」記事有)



旧山口県庁舎(現在の山口県政資料館)

5月 大学設立申請書の提出

4月30日には県下各高専校長、関係市長、同市会議長らで大学設置協議会が開かれ、文理学部、経済学部、工学部、学芸学部の4学部案に基づく「国立山口大学設立申請書」を作成した。さらに、水産学部、農学部、医学部、学芸学部別科という新構想を県がまとめ、追加申請として山口県より文部大臣へ提出した。(P.52に防長新聞記事有)

6月 文部省、設立を慎重に審議

2日、衆議院文教委員会で山口総合大学設立の請願が提出され、山口県出身衆議院議員と、山口県知事が趣旨説明を行った。文部省の意向としては、山口県の5つの官立学校の大学転換は確定的であるが、総合大学の設置は、国の財政問題もあり、現実的に条件のそろっているものから実現されて行くことになると思う、県立学校を官立に転換するのは難しいようだが、条件によっては不可ではないかもしれない、という答弁であった。

また、混沌としていた政府の方針も決定した。GHQの機関である民間情報教育局(CIE)は、大学の大都市集中を避け、また教育の機会均等を図るため、国立大学は一府県一大学に設置するよう、文部省へ要請した。文部省はこれを受けて、新制国立大学設置に関して、「十一原則」を決定した。

「十一原則」

- (一) 国立大学は、特別の地域（北海道、東京、愛知、大阪、京都、福岡）を除き、同一地域にある官立学校はこれを合併して一大学とし、一府県一大学の実現を図る。
- (二) 国立大学における学部または分校は、他の府県にまたがらないものとする。
- (三) 各都道府県には必ず教養および教職に関する学部もしくは部を置く。
- (四) 国立大学の組織・施設等は、さしあたり現在の学校の組織・施設を基本として編成し、逐年充実を図る。
- (五) 女子教育振興のために、特に国立女子大学を東西二か所に設置する。
- (六) 国立大学は、別科のほかに当分教員養成に関して二年または三年の修業をもって義務教育の教員が養成される課程を置くことができる。
- (七) 都道府県および市において、公立の学校を国立大学の一部として合併したい希望がある場合には、所要の経費等について、地方当局と協議して定める。
- (八) 大学の名称は、原則として、都道府県名を用いるが、その大学および地方の希望によっては、他の名称を用いることができる。
- (九) 国立大学の教員は、これを編成する学校が推薦した者の中から大学設置委員会の審査を経て選定する。
- (十) 国立大学は、原則として、第一学年から発足する。
- (十一) 国立大学への転換の具体的計画については、文部省はできるだけ地方および学校の意見を尊重してこれを定める。意見が一致しないか、または転換の条件が整わない場合には、学校教育法第九十八条の規定により、当分の間存続することができる。

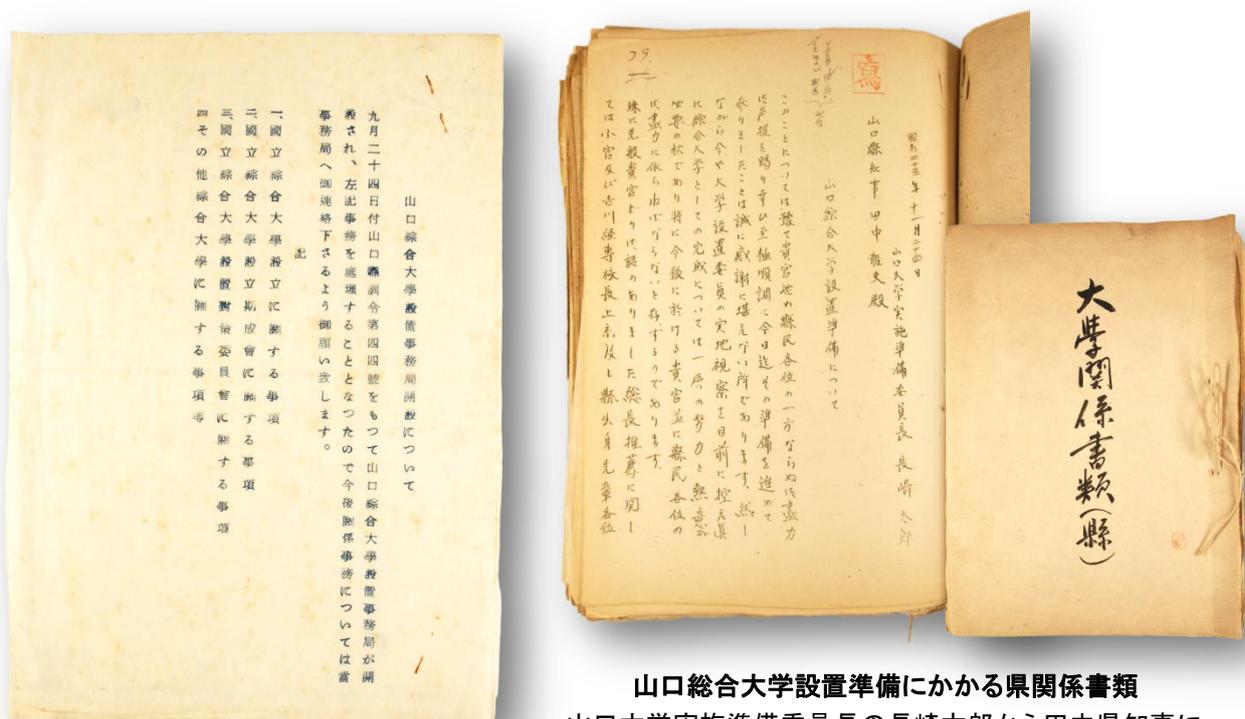
9月 山口総合大学設置事務局の発足

24日、関係市・県・学校の設置運動の調整機関に私的に設けられていた、山口総合設置事務局が、山口県の官制として正式に発足した。(P.53に「防長新聞」記事有)

10月 山口大学実施準備委員会の発足

1日、文部省は旧山高校長の長崎太郎に新制大学創設事務責任者として、文部省、大学設置委員会との折衝、連絡を担当するよう依頼した。これにより、人事处理的事務、文部省との折衝は各校とも長崎をとおして統一的行われるようになった。

26日には、長崎委員長、高専各校長、山口総合大学設置事務局長らからなる、山口大学実施準備委員会が発足した。



山口総合大学設置事務局開設の通知

山口総合大学設置準備にかかる県関係書類
山口大学実施準備委員長の長崎太郎から田中県知事に宛てた文書。大学設置委員会の調査を控え、大学本部施設の決定や、官舎の確保を至急依頼したい旨が書かれている。(昭和23年11月24日)

11月 県民へ多額の寄附要請

建物や付帯施設、設立事務費、育英会費、図書費へ5,000万円が必要と計算された。県はこれを財政負担でなく、県民や県出身者、関係企業等の寄附によって集めることとした。必要経費はこれだけでなく、旧山高同窓会、師範学校同窓会、鳳陽会(山口経専同窓会)から約1,000万円の寄附を予定しており、これを文理、教育、経済の校地拡張、施設新設、改修、図書購入等にあてることとしている。

大学設置事務局は、県民から寄附を集めるため、「山口総合大学設置のしおり」という宣伝パンフレットを作成した。募金は郡市別に目標額が設定され、山口市民は県内で最も高額で、1戸平均490円23銭を求められた。食べることに困っている県民に実質上の強制割り当てに近い寄附要請を行うため、当然抵抗感は強く、募金は難航した。翌年5月10日時点で、全く寄附納入のない市、郡が12もあったが、以後、県内および県外関係者、関係機関の寄附を受けることによって、なんとか財源が確保されていった。

	目標総額(円) 県全体 5,000 万	1戸平均(円.銭) 県平均 155.11	1人当り(円.銭) 県平均 33.33
下関	6,777,411	171.03	36.39
宇部	5,342,516	210.57	44.80
山口	9,929,710	490.23	104.30
防府	2,861,949	189.72	40.36
光	1,803,896	224.86	47.84

山口総合大学資金募集郡市別目標額(抜粋)
(『山口大学三十年史』より)



「山口総合大学設置のしおり」

「教育こそ、日本復興の基盤をなすものであり、山口大学の設置は、明日の山口県に光明を与えるものである。」ことを真剣に考え、百五十万県民の皆様と共に、是非、総合大学設置の悲願を、達成したいと思います。」と県民に呼びかけた。

所要経費総額	3 億 9483 万円
県負担額	1 億 1043 万円
一般寄附額	2 億 740 万円
地元公有施設寄附見積	7700 万円

山口総合大学設立期成会
寄附金経理状況
(『山口大学三十年史』より)

昭和 24 年

1949

1月 大学設置委員会による現地調査

大学設置委員会12名が来山し、3日に県、学校側との懇談、4日に山口経専、旧山高、山口師範、5日に山口青年師範、山口女専、6日に宇部工専、7日に山口獣医専、水産講習所の現地調査が行われた。

山口総合大学設置事務局の計画によると、12月31日に湯田温泉歓迎会、2日間の休養の間に秋芳洞へ、帰りにはお土産を渡すなど、総予算50万円で手厚く歓迎した。調査の結果、認可の方向に順調な進行を見せているが、農林学部は教授が不足しており、設備も不備不完全であるとして、2月9日に再調査を受けることとなった。

3月 教授陣の不足

大学設置委員会では、大学基準協会が22年に採択した大学基準をそのまま新制大学の設置認可の基準として採用しており、その中で、教授の条件を以下のように定めている。

- イ、学位を有する者
 - ロ、研究業績のある者
 - ハ、高等専門学校以上の学校で3年以上教員の経験があり教授上、学問上の実績がある者
- 二、学術、技能に秀で教育に経験のある者

この条件を満たすことのできた者は少なかった。さらに、県が提出した教授定員数と文部省案との間にはあまりにも差があるばかりでなく、不足人員を助教授と講師で補充するという県の考え方に対し、文部省としてはこのままの陣容では認可できないと通告した。

文部省としては、ともかく一府県一大学、特に教員確保のために教育系大学または学部は不可欠であるため、著書論文などの研究業績を重要視するのではなく、特に上記条件のハ、にあたる部分は柔軟に評価するよう求めた。ところが、山口県での人選は、研究上の業績や学歴を最重視しており、教授数の少なさも、大学の真価を保持する過渡的現象として免れないとしている。このような状況から、文部省は再三、再審査の書類提出を要求し、なんとか人材を確保しようとしたが、状況は変わらず、教員不足のまま開学を迎えることとなった。

	文部省案	山口県の予定人数
文理学部	29	9
教育学部	22	6
経済学部	15	6
工学部	19	10
農林学部	21	10

教員定数案



「教員個人調査」

大学の設置申請に必要な審査書類として教員予定者の審査書類が綴られている。